

作成日：2023年5月14日

一般社団法人関東大学バスケットボール連盟

関係者各位

一般社団法人関東大学バスケットボール連盟 医科学部

当連盟主催大会における感染症に対する取り決め事項

平素より当連盟主催大会の運営に関して御協力を賜り誠にありがとうございます。

標題の件に関しまして、下記方針とさせていただきますのでご理解とご協力の程何卒宜しく
お願い申し上げます。

記

- 1、大会の延期並びに中止は原則行わない。（関係省庁からの指示が出た場合には従う）
- 2、休校並びに出場停止処置が取られている大学は、原則として出場は認めない。
但し、大学側の許可が出ていれば大会出場が可能となる。
- 3、大会期間中、感染症に罹患している選手は大会出場を認めない。
- 4、感染症に罹患した場合、医師の診断書が提出されれば大会登録変更の締め切りが過ぎても変更が可能となる。なお、一度エントリーを変更した選手・スタッフの、療養終了後の再度のエントリー変更の可否は、大会毎に規定される。
- 5、大会出場においては、各自必要な感染対策を行う。
- 6、本取り決め事項で対象とする感染症は学校保健安全法で規定されているものである。（下記表参照）

対象となる感染症の種類（学校保健安全法施行規則第十八条より）

第1種	第2種	第3種
エボラ出血熱	インフルエンザ (H5N1・H7N9を除く)	コレラ
クリミア・コンゴ出血熱	百日咳	細菌性赤痢
重症急性呼吸器症候群(SARS)	麻疹(はしか)	腸管出血性大腸菌感染症
痘そう	風疹(三日ばしか)	腸チフス
南米出血熱	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	パラチフス
ペスト	水痘(みずぼうそう)	流行性角結膜炎
マールブルク熱	咽頭結膜熱	急性出血性結膜炎
ラッサ熱	結核	感染性胃腸炎
急性灰白髄炎(ポリオ)	髄膜炎菌性髄膜炎	溶連菌感染症
ジフテリア	新型コロナウイルス感染症*	手足口病
特定鳥インフルエンザ (H5N1・H7N9)		带状疱疹
中東呼吸器症候群(MERS)		その他の感染症

*病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る）。

療養解除の基準（学校保健安全法施行規則第十九条より）

分類	感染症名	療養解除基準	
第1種	全て	治癒するまで	
第2種	インフルエンザ	発症5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで	
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治癒が終了するまで	
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで	
	風疹	発疹が消失するまで	
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好となるまで	
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで	
	咽頭結膜炎	主要症状が消退した後2日を経過するまで	
	結核	症状により学校医その他の医師において感染の恐れが無いと認めるまで	
	髄膜炎菌性髄膜炎		
	新型コロナウイルス感染症	発症後5日を経過し、かつ症状消失後1日を経過するまで	
	※病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるときは、この限りではない。		
第3種	コレラ	症状により学校医その他の医師において感染の恐れが無いと認めるまで	
	細菌性赤痢		
	腸管出血性大腸菌		
	腸チフス		
	パラチフス		
	流行性角結膜炎		
	急性出血性結膜炎	下痢・嘔吐症状が軽快し、全身状態が改善するまで	
	感染症胃腸炎		
	溶連菌感染症		適正な抗菌剤治療開始後24時間を経て全身状態が良くなるまで
	手足口病		発熱や咽頭・口腔の水痘・潰瘍を伴う急性期は療養、治癒期は全身状態が改善するまで
	帯状疱疹		病変部を適切に被覆すれば接触感染を防げるため療養終了可能